

# 消防の動き



平成15年  
10月号

No.391

平成16年度消防庁重点施策

平成16年度消防庁予算概算要求の概要

平成14年中救急救助の概要(速報版)

消 防 庁

# パートナーシップで築く “ 安心・安全 ”



名古屋市消防局長 小川 誠

阪神・淡路大震災は、自主防災組織など地域の防災活動のあり方や地域コミュニティの重要性などを、改めて考えることが求められる大きなきっかけとなりました。

また、名古屋市では、平成12年9月11日に東海地方を襲った記録的豪雨により、市内各所で内水氾濫、堤防決壊等が発生し、多くの住民の皆さんが家屋をはじめとする財産を失うなどの甚大な被害を受けました。

この東海豪雨においても、日頃から交流が盛んな地域では、情報の収集・伝達、避難誘導、災害弱者への配慮、災害危険箇所の周知などの防災活動が自発的に行われ、日頃から育まれた心の絆が、地域における災害対応の原動力になることを改めて私たちに教えてくれました。

こうした中、当市においては、昭和56年から結成された自主防災組織が形骸化、活動の沈滞化といったこともみられ、この自主防災組織を実効性あるものとするため、地域のさまざまな団体の新しい防災力強化のための手法の検討を重ね、住民公聴などの結果も踏まえ、モデル実施期間を経て、平成13年度から全市的に「防災安心まちづくり事業」を展開しています。

この事業は、「地域における防火・防災活動の日常化」、「市民一人ひとりの自助意識の喚起と地域内の共助体制の再構築」、「地域、事業所、行政が一体となった防災協働社会の実現」この三つの柱を目標に、地域の主体的な防火・防災活動を行政が支援していく形で市民が主体となった「防災安心まちづくり運動」として、防災を所管している消防局で実施しています。

この運動を推進する組織として、各小学校区ごとに自主防災組織や女性会、子ども会、民生委員や消防団など地域の各種団体の代表者等で構成する「防災安心まちづくり委員会」を設けています。地域と行政が防火・防災について一緒に考え、話し合い、そして取り組む、防災という非日常の分野を日常化するために市民運動として位置付け、コミュニティ活動として、地域における相互扶助の精神を高めていただきたいと思います。

名古屋市は、昨年4月に東海地震の防災対策強化地域に指定され、今秋には、東南海・南海地震の防災推進地域の指定といった動きもあり、ハード、ソフト両面の施策の推進が緊急の課題となっています。

震災をはじめ風水害や放火など市民生活を脅かす事案が発生したとき、地域ぐるみで災害に立ち向かうことのできる、災害に強いまちづくりをパートナーシップで市民の皆さんと一緒に築きあげていきたいと思っております。



# 平成16年度消防庁重点施策

総務課

## 1 消防防災行政の意義

我が国は、地震や風水害等の発生リスクが極めて高いうえ、都市において社会資本が高度に集積しているため、諸外国に比較し、災害の発生危険性と被害の甚大さが突出して高いとされている。

そのため、災害や国民保護などの緊急事態への対応体制を国の責務として整備し、国民の「安全」「安心」を確保することが急務となっている。

## 2 消防防災行政を取り巻く状況

平成7年の阪神・淡路大震災は、約6,400人の犠牲者と約10兆円の経済損失をもたらしたが、平成16年度はその発生から10周年を迎える。最も厳しいケースでは東海地震で死者約9千人、経済損失約37兆円、東南海・南海地震では死者約1万7千人、経済損失約56兆円が見込まれ、また、南関東直下型地震についても、人口の集中、政治・経済の中核機能の集積から、甚大な被害が想定されている。

このような状況の中、大規模災害等に対処するため、改正消防組織法に基づく緊急消防援助隊が平成16年4月に発足し、全国的な緊急対応体制が強化されることとなっているが、併せて、常備消防、消防団及び自主防災組織等の充実強化が必要である。

また、住宅防火等の火災予防対策、救急救命士の処置範囲の拡大に対応した救急救助業務の高度化等も一層の推進が必要である。

一方、平成15年6月の武力攻撃事態対処法の成立に伴い、1年以内に国民保護法制を整備することとされており、それに応じた、国・地方を通じた体制整備等が求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

## 3 重点的に推進すべき事項

### 国・地方を通ずる消防防災力の強化

#### 1. 全国的な観点からの消防防災力の強化

##### (1) 新たに発足する緊急消防援助隊の整備・充実

緊急消防援助隊について、消防庁長官の指示を受けた出動により増加し、又は新たに必要となる経費に対する国庫負担金措置、施設・無線・資機材の整備に必要な国庫補助金の確保等によりその整備・充実を図る。

特に、緊急消防援助隊活動に不可欠な消防救急無線のデジタル化については、効率化・共同化等を図りながら平成16年度から概ね10年で整備する。

さらに、基本計画に定める全国規模の図上訓練、ブロック別広域訓練等について財政措置を講じるとともに、放

射性物質災害対応用の資機材など緊急消防援助隊による無償使用の対象となる消防用国有財産・物品の国費整備を推進する。

##### (2) 実践的な防災訓練等の実施

「消防防災・危機管理センター」を活用し、国の関係機関、地方公共団体等と連携した実践的な防災訓練や図上訓練を実施し、初動対応を強化する。

#### 2. 地域における消防防災力の強化

##### (1) 常備消防力の強化

地域の常備消防力について、消防防災施設、無線、資機材等の整備を促進するとともに、市町村合併と軌を一にした小規模消防本部の広域再編を引き続き進める。

また、「消防力の基準」について、住民の期待や消防を巡る各種ニーズに応えるため、平成16年度中を目途に見直す。

さらに、消防職員が安全かつ能率的に業務を遂行できる体制・環境づくりや、消防職員委員会制度の円滑な運用を通じた、惨事ストレス対策、職員の勤務環境の整備等を進める。

加えて、消防・防災ヘリコプターについて、未配備県域の解消、緊急消防援助隊における必要機数の確保を図るとともに、一層の活用促進を図る。また、林野火災・市街地火災等に対する空中消火について関係機関と連携した合同訓練を行い、その効果の実証を図る。

##### (2) 消防団の充実強化

消防団員を当面100万人(女性10万人)確保することを目指し、通常の火災はもとより多様な災害対応等を念頭におき、「消防団総合整備事業」による施設・資機材等の確保に加え、インターネットを通じたe-カレッジ等によるサラリーマン消防団員等の教育機会の充実、団員の処遇改善を図る。

また、全国消防団員意見発表会の開催や優良消防団の表彰等により若手・中堅団員及び女性団員の意欲を喚起するとともに、地方公共団体職員等の入団の推奨、消防団を支援する事業所に対する表彰の充実など事業所との連携強化、消防団メールマガジンなど情報提供の充実等の措置を講じる。

##### (3) 自主防災組織等の充実強化

自主防災組織の組織化と活動の活性化を推進するため、「自主防災組織の手引」の作成・配布、シンポジウムの開催、自主防災組織相互の連携強化のための各市町村・各都道府県単位での協議会の組織化、地域形態に応じた自主防災組織の設立方法や活動方法、学校教育との連携方策について検証するモデル事業の実施、消防大学における自主防災組織リーダー講習会の開催・教材作成等を推進する。

また、災害ボランティアへの情報提供等の支援を充実する。

## 4 消防の動き

## (4) 地域における防災力の強化

人材育成及び地方公共団体の防災体制の強化等

地方公共団体の幹部クラスの防災・危機管理専任スタッフの配置・研修、消防大学校における、地方公共団体の首長等を対象とした危機管理セミナーの充実、地域住民及び地方公共団体職員や消防職団員を対象としたインターネットを通じたe-カレッジの活用等を推進する。

地域防災力評価の普及・促進

より実践的な地域防災計画への見直しの促進のほか、地域防災力の評価指針を充実し、指針の普及、評価実施の促進を通じて、地方公共団体の防災対応力を強化する。

## 3. 震災対策の充実

東海地震対策大綱を受けた活動要領の策定、東南海・南海地震に係る特別措置法の施行・推進地域の指定などを踏まえ、東海地震、東南海・南海地震広域アクションプランの策定、津波対策の推進、事業者の行う対策計画策定の支援等防災対策を推進する。

また、耐震性貯水槽等の整備促進とともに、庁舎等災害対策の拠点となる施設、学校等災害時に避難所となる施設等の耐震化を進めるため、地方公共団体における耐震化計画に基づく耐震改修事業の促進を図る。

## 4. 特殊災害・テロ災害対策の充実

原子力災害に対応するため、所在・周辺市町村における原子力防災資機材整備の促進、原子力総合防災訓練の充実、放射性物質の除染方法等に関するマニュアル整備等を行う。

また、緊急消防援助隊等のNBC災害対応能力の充実を図るため、活動資機材等の整備とともに、消防大学校において、NBCテロ災害対策講習会を実施する。

さらに、石油コンビナート防災対策として、津波災害の想定手法の検討、地域情報管理システムの整備及び活用モデル事業を実施する。

加えて、消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システムのモデル事業の実施等を行う。

## 5. 消防防災分野におけるIT化の推進

### (1) 国・地方間の情報通信体制の強化

消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化

全国的な観点から効率的な基盤整備を推進するため、各地方公共団体における消防防災IT化計画の策定を進める。これに基づき、消防救急無線、地域衛星通信ネットワークのデジタル化等について、効率化・共同化等を図りながら積極的に促進する。

情報共有化に向けたシステム整備

国・地方公共団体間の防災情報の共有化に向け、消防庁防災情報システムと都道府県防災情報システムとの相互接続により地方公共団体等との情報共有化を図るとともに、各種統計報告のオンライン化を推進する。

### (2) 行政・住民間の情報連絡体制の整備

消防庁からの災害情報提供の充実

地域衛星通信ネットワーク及び市町村防災行政無線等を活用し、気象庁のナウキャスト地震情報等を消防庁から地方公共団体を經由して住民等へ伝達し、津波に対す

る迅速な避難勧告等への活用を図るシステムを開発する。

また、消防庁から住民等への災害等に関する情報の提供を充実するため、被害情報の迅速な提示等により、消防庁ホームページの利便性を高める。

地方公共団体(消防本部)・住民間の情報連絡体制の強化  
高機能消防指令センターの整備により、携帯電話等による119番通報の円滑化を図るとともに、高齢者等の災害弱者からの緊急通報の方策等について検討する。

さらに、地方公共団体から住民等への有効な情報提供方策の検討を行う。

## 6. 消防防災に係る科学技術の高度化

科学技術に基づく消防対応の高度化を推進するため、消防防災に係る科学技術について、災害対応力の強化、火災予防対策の推進、危険性物質・危険物施設の安全確保、消火・救急・救助活動に係る技術の高度化等の各分野における重点的な研究開発を推進する。

このため、消防研究所において、「地下施設、大規模複合建築物等における避難誘導効果評価法に関する研究」、「災害弱者の火災時避難安全のための警報・通報手法の開発」等の研究を推進する。

また、消防防災に係る競争的研究資金制度をさらに充実し、産学官連携による研究開発推進を図る。

## 7. 消防防災分野における国際的課題への対応

### (1) 国際協力・交流の推進

開発途上諸国へのODAを含む消防分野の経済・技術協力、開発途上諸国からの研修員の受け入れ及びトップマネージャーセミナーの開催、国際消防救助隊(IRT)の一層の充実等を行う。

さらに、我が国で開かれる国連世界防災会議における情報発信や、主要国の防災関係諸機関との情報交換等の機会の拡大を図るとともに、消防研究所において、消防用防護服に関する国際シンポジウムを開催する。

### (2) 国際化への対応

消防器具の国際規格について、試験方法等の国際的な標準化に引き続き協力していくとともに、危険物保安について、化学物質の試験方法、分類及び表示基準の国際的な標準化に関する調査検討を行う。

## 有事に備えた国民保護のための体制づくり

### 1. 国民保護法制の適切な運用に向けた体制整備等

国民保護モデル計画及び避難マニュアルの作成、組織・用語の標準化など地方公共団体の危機管理体制に関する調査検討、避難等に必要な地域情報の収集・分析等を行う。

また、警報、避難指示などを国から直接国民等へ伝達するための市町村防災行政無線の全国的整備・デジタル化、消防団・自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備について、国が責任を持って所要の財政措置を講じる。

さらに、これらの実施に不可欠な、消防庁の組織体制の強化を図る。



## 2. 地方公共団体における対応力の強化

「国民保護計画」の策定、警報の伝達、住民に対する避難の指示・誘導、消防、救援、安否情報の提供等といった重要な役割が想定されている地方公共団体について、組織体制の強化、職員等に対する教育・訓練の実施、物資・資機材の整備、全国的な情報伝達に不可欠な市町村防災行政無線の整備・デジタル化等の情報通信ネットワークの構築などを推進する。

## 3. 自主防災組織等の自発的活動に対する支援

自主防災組織等の活動を支援するため、必要な施設・資機材の整備、教育・訓練等に対する所要の財政措置を行うほか、自主防災組織やボランティアの自発的活動の充実・強化を図る。

また、地方における国民保護の実施に関するシンポジウムを開催する。

### 火災予防対策等の推進

#### 1. 住宅防火対策の推進

建物火災の死者数の8割以上を占める住宅火災による死者数の低減に有効な住宅用火災警報器等の普及に関して、市場メカニズムの活用、条例の整備等新たな施策の検討を進めるとともに、広報啓発の一層の充実を図る。また、消防研究所においても関連した研究を行う。

さらに、放火火災対策として、連続放火発生地域において、地域の消防や警察等の関係機関との連携を図りながら、放火対策機器のモデル設置や放火警戒地域である旨の広報等を実施し、その抑止効果の検証等を行う。

#### 2. 小規模雑居ビル等の防火安全対策の徹底

小規模雑居ビルをはじめとする防火対象物の消防法令違反を是正するため、防火対象物定期点検報告制度等を活用し、消防機関による立入検査を重点化・効率化するとともに、違反是正体制の強化を図る。

また、防火管理体制を充実強化するため、防火対象物点検資格者の育成等防火対象物定期点検報告制度の円滑な実施を図る。

さらに、消防計画作成マニュアル等の作成、避難訓練のシミュレーション・システムの開発、防火管理講習の機会の拡充等を図る。

#### 3. 危険物事故対策の充実

近年における危険物の火災・漏えい事故の増加傾向を踏まえ、「危険物事故防止アクションプラン」に基づいて、官民一体となって事故防止を強力に推進する。

また、危険物施設に係る腐食・劣化に関する評価手法の開発・データベースの整備、自主保安の一層の推進等を行うことにより、火災・漏えい事故の防止、施設の効果的・効率的な保守管理を推進する。

さらに、新規危険性物質の早期把握に努める。

#### 4. 消防庁・消防研究所による火災原因調査の推進等

消防庁による主体的な火災原因調査について、火災原因調査高度支援専門員や中核的な消防本部等の火災調査

協力員を含む火災種別に応じた調査チームの編成等の体制整備を図る。

## 5. 新技術等に対応した防火安全対策等の構築

新技術等の円滑な導入を行うため、消防用設備等に係る技術基準の性能規定化を図り、新たに開発された設備等の性能を確認するための客観的検証法を共同住宅等から順次策定・導入する。

また、危険物施設に係る技術基準についても、新技術・新素材の円滑な導入等を行うため、タンクローリー、地下タンク等から順次性能規定の導入を行う。

さらに、自動車用や家庭用の燃料電池、超小型燃料電池やバイオ燃料の導入などに必要な防火安全基準等の検討・整備を行う。

### 救急救命等の充実・高度化

#### 1. 搬送体制の確保

今後高齢化の進展等によりさらに救急出場件数の大幅な増加が見込まれる中、引き続き高規格救急自動車や高度救命処置用資器材の整備を促進し、高度な救急救命処置が可能な搬送体制の確保を図る。

#### 2. 救急業務の高度化の推進

高齢化社会の進展等に伴い増大する心筋梗塞、脳卒中等による心肺機能停止患者の救命率を一層向上するため、救急救命士の処置範囲を拡大し、適切な実施を図る。

具体的には、平成15年4月から実施されている「医師の具体的な指示なしでの除細動」を確実に実施し、講習・実習の確保等により、「気管挿管」の平成16年7月からの円滑な実施を図り、また、エピネフリンを中心とした「薬剤投与」の早期実現を図る。

さらに、救急救命士の行う救急救命処置等の質を高めるため、医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、再教育体制等のより一層の充実・高度化を図る。また、救命率のさらなる向上を図るため、除細動器(自動)の積極的配備を進める。

加えて、救急隊員の教育内容の高度化を検討するほか、消防大学校においても、救急業務の高度化に対応した救急業務関係幹部・指導者教育を強化する。

#### 3. 応急手当の普及

救命率のさらなる向上を図るため、救急隊到着前に、バイスタンダー(現場に居合わせた人)による適切な心臓マッサージや人工呼吸などの応急手当の実施を推進する。そのため、自主防災組織や大規模な事業所等において救命講習の受講者が増加するような方策・講習内容の高度化を検討するとともに、救急の日等のイベントを通じて日本赤十字社等の関係機関との連携強化を図りつつ、救命講習の開催、受講者数の確保等を推進する。

#### 4. 救助技術の高度化

救助業務について、多様な災害を想定した教育訓練の充実強化を図るとともに、偵察・探査・救助等を行う消防・防災ロボットの研究開発を推進する。

# 平成16年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

## 1 概算要求基準

平成16年度概算要求については、平成15年8月1日に閣議了解された「平成16年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる「概算要求基準」)に従って行うこととしている。

具体的には、以下のとおりである。

### (1) 平成16年度概算要求基準の概要

#### 予算概算要求の基本的な方針

- ア 一般会計歳出及び一般歳出全体について、実質的に平成15年度の水準以下に抑制
- イ 一般歳出予算を「公共投資関係費」、「義務的経費」及び「裁量的経費」に分類
- ウ 「公共投資関係費」及び「裁量的経費」は20%増の範囲内まで要望可能

### (2) 具体的な積算方式

#### 公共投資関係費

- ア 前年度当初予算額に3%を減じて得た額(要望基礎額)の範囲内に抑制
- イ 要望基礎額の20%増の上限まで要望可能

#### 義務的経費

前年度の当初予算に相当する額の範囲内において要求。ただし、人件費の平年度化増等については加算可能。

#### 裁量的経費

- ア 科学技術振興費は、前年度の当初予算に相当する額(要望基礎額)の範囲内に抑制。それ以外の額は、前年度当初予算額に2%を減じて得た額の範囲内に抑制
- イ 要望基礎額の20%増の上限まで要望可能

### (3) その他

地方公共団体に対し交付される補助金等のうち国庫補助金であって公共投資関係費及び裁量的経費に区分されるものについては前年度当初予算額に5%を減じて得た額の範囲内に抑制。

経費の重点化に当たっては、「基本方針2003」を踏まえ、制度改革、規制改革等の施策と予算の組み合わせ(「政策群」という手法を重視するとともに、重点4分野(人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方、公平で安心な高齢社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応)への施策・事業の集中を図る。

## 2 予算概算要求の概要

### (1) 予算フレーム

消防庁の予算は、上記「基本方針2003」の構造改革が目指すべき「3つの宣言」の「国民の『安心』の確保」で明記され、また、前年度同様新重点4分野の一つに位置付けられ、また、経済活性化戦略の中でも明記されている。

このことも踏まえながら、消防団の充実強化、緊急消防援助隊の整備・充実、有事に備えた国民保護のための体制づくり、大規模・特殊災害等への対応体制の強化、消防防災分野におけるIT化や科学技術の活用の推進等に重点を置きながら、必要な経費を要求に織り込んでいる。

平成16年度要求額は、1.の概算要求基準を踏まえ、270億46百万円、前年度に比べ38億76百万円、16.7%の増となっている。



## 平成16年度 消防庁予算概算要求額

(単位: 百万円、%)

	当初予算 (a)	要求額 (b)	との比較 (b)-(a)	増減率 (b)-(a)/(a)
総 額	23,170	27,046	3,876	16.7
うち消防補助負担金	17,542	20,349	2,807	16.0
緊急消防援助隊関係	-	⑨ 6,000	6,000	皆増
国民保護関係	-	⑨ 5,398	5,398	皆増
奨励的補助金	17,542	8,950	8,592	49.0
うち国庫負担金(緊急消防援助隊の出動経費)	-	⑨ 51	51	皆増
うち事業費等	5,628	6,646	1,018	18.1

NTT-B償還時補助(395百万円)を含まない。

## 平成16年度 経費分類別要求額

(単位: 百万円、%)

	当初予算 (a)	要求額 (b)	との比較 (b) - (a)	増減率 (b)-(a)/(a)
総 額	23,170	27,046	3,876	16.7
1 公共投資関係費	5,951	6,926	975	16.4
2 義務的経費(人件費等)	986	1,050	64	6.5
3 裁量的経費	16,233	19,070	2,837	17.5
科学技術振興費以外の経費	15,006	17,140	2,133	14.2
科学技術振興費	1,226	1,930	704	57.4

## 平成16年度 消防補助負担金予算概算要求額

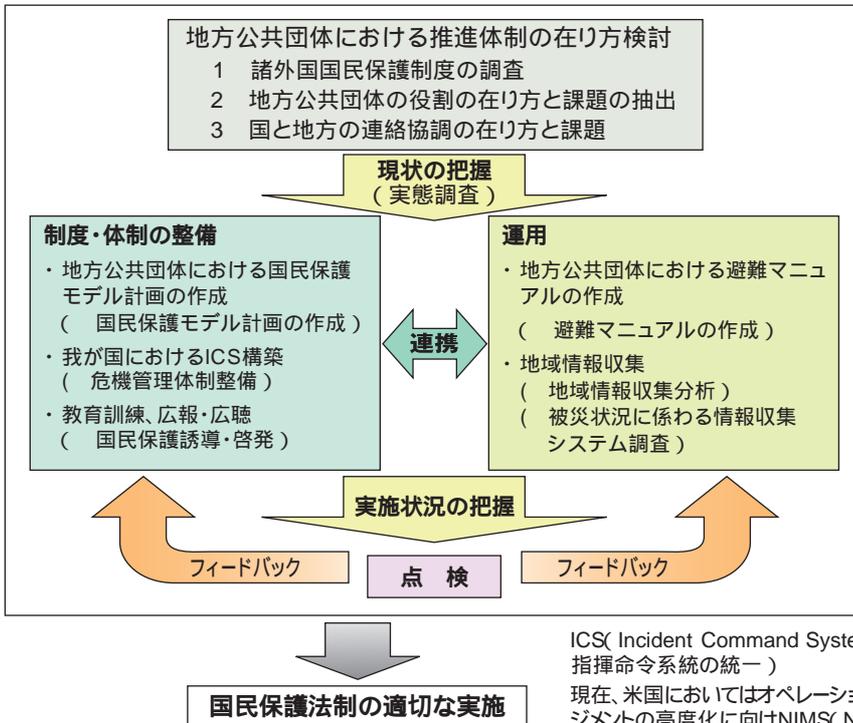
(単位: 百万円、%)

事 項	15年度 予算額 (A)	16年度予算 概算要求額 (B)	比較増減 (B)-(A) (C)	対前年度比 (C)/(A)	備 考
1 消防防災施設整備費 補助金	5,951	6,096	145	2.4	・緊急消防援助隊関係施設 100 <490> ・耐震性貯水槽・防火水槽 3,400 <3,430> ・高機能消防指令センター整備 2,427 <887> 等
2 消防防災設備整備費 補助金	11,591	8,854	2,737	23.6	・緊急消防援助隊関係設備 6,000 <4,319> ・消防ポンプ自動車 1,532 <1,765> ・高規格救急自動車・資機材 552 <1,106> 等
3 消防防災設備整備費 負担金 (国民保護関係)	0	5,398	5,398	皆増	・自主防災組織活性化事業 300 <200> ・高機能情報通信対応防災無線 2,391 <1,504> ・消防団総合整備事業 2,707 <1,634>
合 計	17,542	20,349	2,807	16.0	

(注) 備考欄 内数値は平成15年度予算額で、消防団総合整備事業については補助メニュー改正前の合計数値を計上。  
端数処理により、合計欄が一致しない場合がある。

## 国民保護法制に係わる施策体系(案)

施策フロー図(カッコ内はH16年度事業)



## 検討体制

地方公共団体における国民保護実施体制調査研究会

地方公共団体における国民保護モデル計画作成検討部会

地方公共団体における危機管理体制整備検討部会

避難マニュアル作成検討部会

ICS( Incident Command System: 用語の統一、組織形態の標準化、情報システムの統一、指揮命令系統の統一)

現在、米国においてはオペレーションを中心としたICSの枠組みから更に発展させ、全体のマネジメントの高度化に向けNIMS( National Incident Management System )を検討中

公共投資関係費に該当する消防補助金(施設)については、前年度当初予算額の3%削減額の20%の増を基本として、69億26百万円を要求することとしている。

義務的経費については、人件費の平年度化等に係る経費等を加算した10億50百万円を要求することとしている。

裁量的経費については、科学技術振興費以外の経費に係る要求は、2%削減の20%の増を基本として、171億40百万円としている。

この経費は、消防補助金(設備)28億54百万円、緊急消防援助隊関係60億円、国民保護関係45億68百万円、緊急消防援助隊出動経費負担金51百万円とその他の経費36億66百万円に区分される。

また、科学技術振興費に係る要求は、前年度当初予算額の57.4%増の19億30百万円としている。

これらにより、裁量的経費全体の要求額は、190億70百万円となっている。

ている。

## 消防防災施設・設備の整備促進(消防補助負担金)

消防補助負担金の要求額は、203億49百万円で、前年度に比べ28億7百万円、16.0%増となっている。

主な内訳としては、ヘリコプター、消防ポンプ自動車、消防救急無線等緊急消防援助隊関係設備が60億円、防災無線、消防団・自主防災組織に係る活動用資機材等が53億98百万円となっている。

この消防補助負担金は、昨年度まですべて奨励的補助金であったものを、平成16年度においては、緊急消防援助隊設備分を義務的補助金に、国民保護関係分を国庫負担金として振り替えて要望することとしている。これにより、奨励的補助金は対前年度49.0%となっている。

## 新たに発足する緊急消防援助隊の整備・充実

消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法定化されたところであり、この緊急消防援助隊関係の経費として、64億16百万円を要望している。

主な内訳として、車両等の資機材、消防救急無線等に対する義務的補助金のほか、放射性物質災害対応資機材の国費整備・無償貸与等、長官の指示に基づく出

## (2) 主要事業

平成16年度の主要事業については、以下のとおりとなっ



動経費に対する国庫負担金、全国規模及びブロック別の広域訓練等の推進に係る経費を要望している。

### 有事に備えた国民保護のための体制づくり

国民保護法制については、内閣官房を中心に検討中であり、平成15年10月に法案要旨が公表され、平成16年の通常国会に提出される予定である。並行して、実施体制、予算措置も求められており、これに対応した予算要求をしている。

具体的には、警報、避難指示の伝達に不可欠な防災無線の全国的整備・デジタル化や消防団・自主防災組織に係る活動資機材等の整備に係る国庫補助負担金のほか、国民保護モデル計画・避難マニュアルの作成、組織・用語の標準化など地方公共団体の危機管理体制の調査検討、さらに消防庁の組織体制の強化に係る経費を要求している。

### 大規模災害等への対応体制の強化

いつ発生してもおかしくないとされている東海地震、東南海・南海地震など大規模災害等への対応を強化するための事業費を要求するほか、放射性物質災害対応資機材の国費整備・無償貸与等、消防庁長官の指示

に基づく出動経費に対する国庫負担金、全国規模及びブロック別の広域訓練等の推進に係る経費を要望している。

### 消防防災分野におけるIT化の推進

消防防災分野におけるIT化推進事務事業費として16億91百万円を要求しています。

具体的には、消防救急無線（消防補助金）、地域衛星通信ネットワークのデジタル化等の推進、消防庁と都道府県の防災情報システムを直結し防災情報の共有化を推進、ナウキャスト地震情報等を国から住民に伝達し、活用するシステムの開発・整備する経費を要望している。

### 科学技術を活用した安全な地域づくりの推進

消防防災科学技術を活用した安全な地域づくりを推進するため、消防・防災ロボットの研究・開発のほか、消防活動が困難な地下空間等における活動支援情報システム実用化、消防用設備・危険物施設に係る性能規定に伴う客観的検証法の確立等、産学官連携による競争的研究資金制度を充実する経費として、10億79百万円を要望している。

## いわゆる「骨太の方針第3弾」における 消防予算の位置付け

構造改革が目指すべき「3つの宣言」の「国民の『安心』の確保」で明記。

災害への心配が強いと、元気ある日本経済は実現できない。生活の「安全」「安心」は国民生活の基礎であり、緊急事態対応体制の整備を含めこれを十分に確保する（緊急事態：災害や有事の際の国民保護を含む）。

平成15年度予算に引き続き、「新重点4分野」の「個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方」に位置付け。

< 活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野 >

人間力の向上・発揮 教育・文化、科学技術、IT

個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

・NPOとの連携施策や国際観光振興など特徴的なまちづくり・安全な地域づくり

公平で安心な高齢化社会・少子化対策

循環型社会の構築・地球環境問題への対応

# 平成14年中救急救助の概要(速報版)

## 救急救助課

### 1 救急業務の実施状況

#### 出場件数455万件を突破 高齢者の搬送割合が40%

平成14年中の救急出場件数及び救急搬送人員は、それぞれ455万4,459件、432万8,452人であり、前年と比べて救急出場件数は3.5%、救急搬送人員は3.2%の増加となり、いずれも過去最高となりました(図1参照)。

このうち、救急自動車による出場件数は455万2,391件、搬送人員は432万6,470人であり、ヘリコプターによる出場件数は2,068件、搬送人員は1,982人でした。

救急自動車による搬送人員のうち、特に65歳以上の高齢者の占める割合は、年々増え続けており、これまでで最も高い40.0%となりました(図2参照)。

救急自動車による救急事故種別搬送人員のうち最も多い事故種別は「急病」で、全搬送人員に占める割合は56.3%でした。

この「急病」においても、65歳以上の高齢者の占める割合は年々高くなっており、平成14年は46.8%とこれまでで最も高い割合となりました。

消防庁においては、「全ての救急隊に救急救命士が常時1名配置される体制」を目標に救急救命士の養成と、運用体制の整備を推進しています。

平成15年4月1日現在、管理職等も含め救急救命士の資格を有する消防職員は13,701人となりました。救急隊員57,810人のうち救急救命士は12,835人、そのうち12,294人が救急救命士として運用されています。全国894消防本部

図1 救急出場件数及び搬送人員の推移

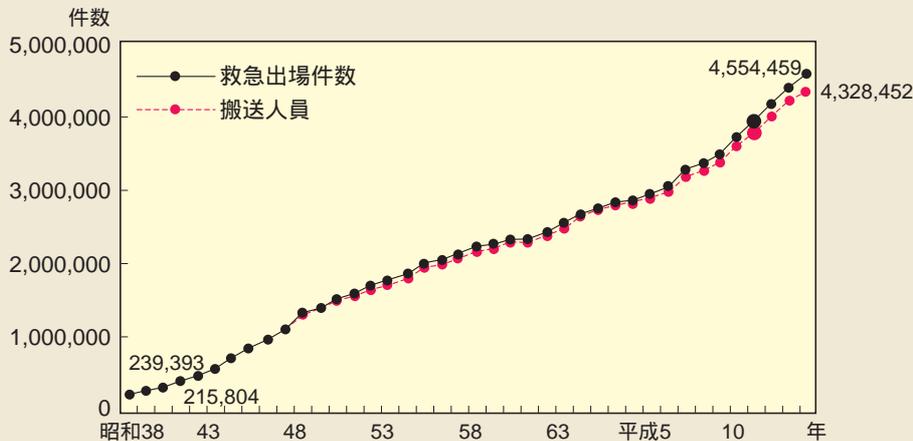
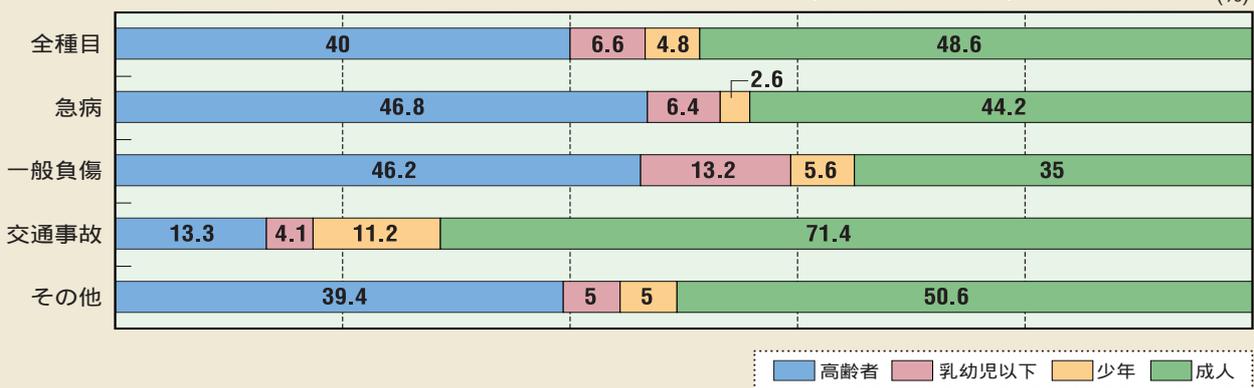


図2 救急自動車による事故種別 年齢区分の状況(平成14年中)





のうち救急救命士を運用している消防本部の割合は96.9%を占める866本部となりました。

また、全国4,641隊の救急隊のうち救急救命士を運用している救急隊は年々増加しており、平成15年4月1日現在では67.6%を占める3,136隊となっています。しかしながら、都道府県による格差が非常に大きくなっています。

### 特定行為実施件数も4万件以上

救命効果の向上に大きく貢献する特定行為の実施件数は、救急救命士運用隊の増加とともに年々増加しており、平成14年中の特定行為の合計実施件数は41,914件であり、前年と比較して6.2%の増加となりました。

なお、救急救命士法上、救急救命士が実施できる特定行為は、医師の具体的指示のもとでの救急救命処置のことであり、「除細動」「静脈路確保のための輸液」「ラリンゲアルマスク等器具による気道確保」の3行為でしたが、平成15年4月1日より、除細動については医師の指示なし（包括的指示下）での実施が認められることとなったため、特定行為ではなくなり、救急救命士に認められる救急救命処置ということになっています。

### 応急手当講習の受講者は100万人を超える

平成14年中の応急手当講習受講者数は前年と比べて約7.7%増加し、1,028,600人と100万人を超えました。これは平

成14年中には国民の約123人に1人が消防機関による応急手当普及講習を受講したこととなります。

## 2 救助業務の実施状況

救助隊を設置している消防本部は857本部で、構成市町村（受託市町村を含む）は3,037市町村です。救助隊は857消防本部に1,493隊設置されており、救助隊員は2万4,027人となっています。

平成14年中の救助出動の件数は7万7,845件であり、これを前年と比較すると、1.7%増加し、救助活動件数も2.3%増加しています。このうち、交通事故による出動件数が3万6,692件で全体の救助出動件数の約半分を占めています（図3参照）。

## 3 消防・防災ヘリコプターの活動状況

### ヘリコプターによる救急搬送も2,000件を超える

消防・防災ヘリコプターの活動は4,781件で、平成13年の4,336件に比べて445件増加しています。そのうち、救急出場件数は2,068件です。

本年6月、消防組織法等が改正され、都道府県航空隊が航空機（ヘリコプター）を用いて管内市町村の消防を支援できることが法制上明確となりました。消防・防災ヘリコプターは全国で68機が整備されています（表1参照）。

図3 事故種別救急活動状況（平成14年中）

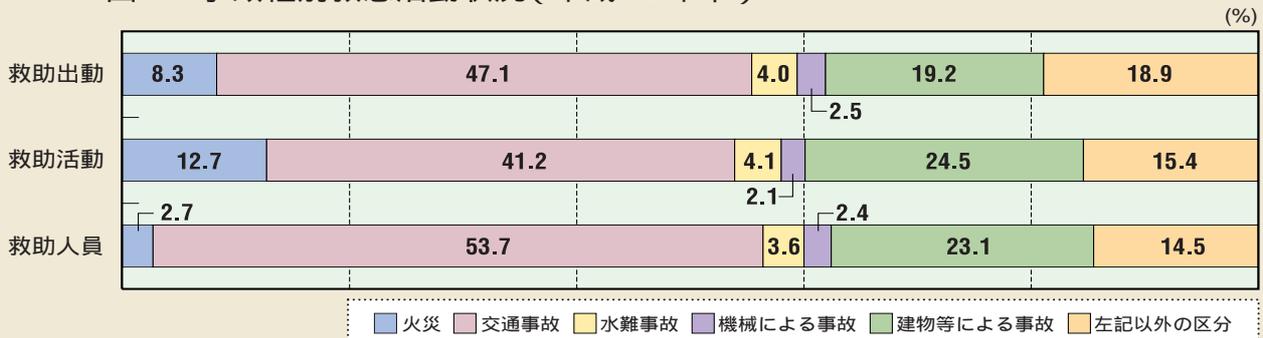


表1 消防・防災ヘリコプターの配備推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
消防ヘリ	26	26	26	27	27	27	27	27
防災ヘリ	24	32	37	39	40	41	41	41
計	50	58	63	66	67	68	68	68

# 平成15年台風第10号による被害

## 震災等応急室

### 1 台風の概要

台風第10号は、8月7日10時頃に沖縄本島を通過した後、北北東に向きを変え、8日21時30分頃に中心気圧950hPa、最大風速40m/sの強い勢力を保ったまま、高知県室戸市付近に上陸しました。台風は9日6時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した後、次第に勢力を弱めながら、北陸、東北地方を進み、10日早朝、北海道東部を通過し、国後島付近で温帯低気圧に変わりました。

### 2 被害の状況

台風第10号は各地に大雨を降らせ、大きな被害をもた

らしました。この台風による主な被害状況は、別表のとおりです。

### 3 消防庁の対応

消防庁では、台風が接近したことから、8月6日17時50分に、鹿児島県と沖縄県に対して台風警戒情報を送付し、警戒を要請しました。その後も台風の進路に当たる都道府県に対して台風警戒情報を順次送付し、警戒を要請しました。北海道で多数の人的被害が発生したことから、8日15時には、消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）しました。

別表 主な被害状況

(単位：人、棟)

	人的被害(人)		住家被害(棟)				
	死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
北海道	11	3	16	8	28	126	396
山梨県	1	4	0	0	3	0	3
長野県	1	0	0	0	1	0	0
三重県	1	5	0	0	30	21	15
岡山県	1	3	1	0	11	126	560
愛媛県	2	2	0	0	4	0	0
高知県	2	5	1	2	182	1	12
その他	0	72	8	12	304	110	970
計	19	94	26	22	563	384	1,956

(平成15年8月28日現在)



台風10号による被災地(新冠町見守地区)



台風10号による被災地(新冠町里平川沿い)

# 三重ごみ固形燃料発電所で発生した爆発火災事故への対応

消防課・危険物保安室・震災等応急室

## 事故の概要

三重ごみ固形燃料発電所（事業主体：三重県企業庁、施工・管理・運営：富士電機（株））のごみ固形化燃料（以下、「RDF」）貯蔵槽において、消防職員と施設内作業員が死傷する事故が発生。

### 【主な経過】

平成15年8月14日（木）午前3時10分頃

7月中旬ごろより貯槽内RDFが異常高温となり、施設側で対処していたところ、作業員4名が負傷（軽症）する事故が発生。

平成15年8月19日（火）午後2時17分頃

RDF貯蔵槽が爆発し、桑名市消防本部職員2名が死亡、作業員1名が負傷（軽症）。

## 2 消防庁職員等の派遣

消火活動の助言等を行うため、消防庁、独立行政法人消防研究所職員など延べ52名を8月19日（火）から8月29日（金）まで現地に派遣。

## 現地での消防活動等の概要

8月22日（金）以降、消防庁の助言等に基づき、桑名市消防本部、緊急消防援助隊（8月22日～25日 延べ13隊、隊員56名、車両等15台（機））、三重県広域応援隊（8月21日～25日 四日市市消防本部等延べ26隊、隊員127名、車両26台）が、十分な安全管理を図りながら、連携して消火活動（ヘリテレによる上空からの確認、貯蔵槽を冷却するための放水、赤外線カメラによる温度監視等）を行い、26日（火）朝から、放水を行いながらRDFを外部に搬出する作業を開始。（9月18日現在も継続中）

## 消防庁の応急対応

### 1 緊急消防援助隊の派遣（自然災害以外の出動は初）

#### 8月22日（金）午前9時46分

三重県知事より消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣要請

同 午前9時50分

消防庁長官より愛知県知事に対し、緊急消防援助隊の派遣要請

同 午前11時00分

名古屋市消防局所属の緊急消防援助隊指揮支援部隊、同特殊災害部隊など6隊が出動（ ）

出動部隊の内訳

指揮支援部隊 1隊（車両3台 隊員12名）

特殊災害部隊 3隊（車両3台 隊員8名）

航空部隊 1隊（ヘリコプター1機 隊員5名）

後方支援部隊 1隊（車両1台 隊員2名）

### 1 消防機関の活動

（1）8月14日（木）午前4時45分 消防覚知

（2）8月22日（金）午前9時50分 緊急消防援助隊派遣決定

（三重県知事からの派遣要請に基づき、消防庁長官が派遣決定）

緊急消防援助隊 名古屋市 4隊（車両7、ヘリ1、隊員25名）

（3）8月22日（金）～8月25日（日）

桑名市消防本部、緊急消防援助隊、三重県広域応援隊により、屈折放水塔車による放水及び上空ヘリからの電送映像による温度測定、火面確認等を実施。

（4）8月26日（火）午前10時00分 RDFの取出し開始

（5）9月6日（土）午前10時00分 取出したRDFの敷地外搬出開始（他の施設で焼却処分）

### 2 消火のために取られた体制（9月12日現在）

#### （1）固定放水設備の設置

貯蔵槽北側に隣接するボイラー棟の上部（地上高約

35メートル)に放水量毎分1,000~1,300リットルの固定式放水銃2基を設置。桑名市消防本部の化学消防車による送水体制を確保。

### (2) RDFの取出し

貯蔵槽西側に塔高45メートルのクレーンを設定し、先端からワイヤーで容量1立方メートルのクラムシェル(挟み込み式ショベル)を吊し、1日に40~60立方メートル程度を取出し、敷地内で保管後、廃棄物処理業者へ搬出している。

### (3) 貯蔵槽の解体

クレーンによる取出しの他、9月18日(木)より貯蔵槽上部を解体し、作業員が内部に入り、全てのRDFを搬出。

形化燃料等関係施設の安全対策について」を通知し、全国の同種施設の実態を把握し、報告するよう要請。

- (2) 本件事故の原因を究明するとともに、同種施設の火災安全対策のあり方を検討するために、消防庁内に「ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策調査検討会」を設置し、9月12日(金)に第1回検討会を開催。



上空からのRDF貯蔵槽の状況(8月23日)  
<写真右上に吹き飛んだタンク屋根>



消防活動

## 事故を踏まえた今後の対応

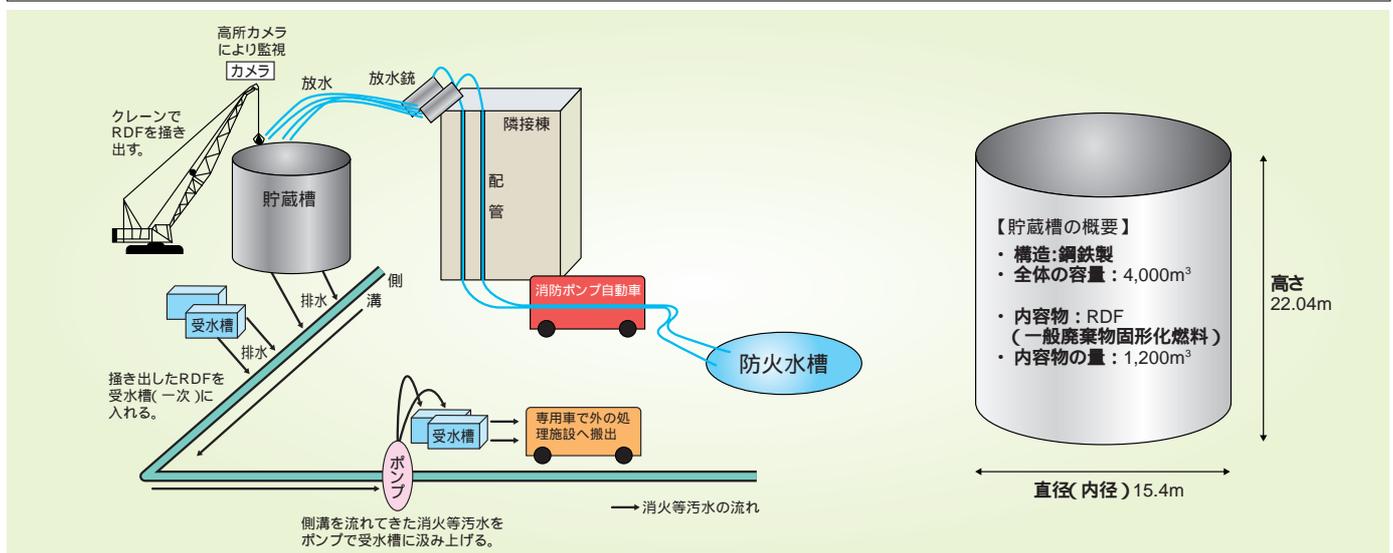
### 1 消防活動における安全管理の徹底ならびに事故防止対策の検討

- (1) 8月22日、各都道府県消防主管部長あてに「火災現場における消防活動時の安全管理の徹底について」を通知し、安全管理の一層の徹底を図り事故防止に努めるよう万全の措置を講じるよう要請。
- (2) 最近の殉職事案の検証等を通じて、今後の再発防止と安全確保の強化を図るための検討の場として「消防活動における安全管理に係る検討会」の設置を予定。

### 2 ゴミ固形化燃料等関係施設の火災安全対策の検討

- (1) 8月25日、各都道府県消防主管部長あてに「ごみ固

### 消火作業のイメージ図



# 平成15年度総合防災訓練の実施概要

## 震災等応急室

平成15年度の政府及び消防庁総合防災訓練は、9月1日の「防災の日」に、

東海地震を想定した予知対応型訓練、

南関東地域直下の地震を想定した発災対応型訓練として実施しました。

政府においては、東海地震訓練では、観測情報、注意情報及び警戒宣言の発令に伴う各種訓練を実施しました。

また、南関東地域直下の地震訓練では、埼玉県南部においてマグニチュード7.1の地震が発生したとの想定の下、緊急災害対策本部の運営に係る事務局会議訓練及び政府調査団の派遣を行いました。

消防庁では、これらの訓練において、政府、地方公共団体の訓練と連携し、新設した消防防災・危機管理センターを利用して消防庁災害対策本部運営訓練を実施するとともに、地方自治体が実施する現地訓練会場（入間市及び静岡県菊川町）への職員の派遣等を実施しました。

また、緊急消防援助隊の北海道隊（札幌市消防局救助隊員14名）、福岡県隊（福岡市消防局救助隊員等12名）、愛知県隊（名古屋市消防局、型救助工作車2台及び救助隊員等8名）を自衛隊の固定翼機により実際に入間会場に輸送しました。



消防庁における防災訓練



緊急消防援助隊による救出訓練（八都県市合同防災訓練入間会場）



訓練会場風景  
（八都県市合同防災訓練入間会場）

# 平成15年防災功労者内閣総理大臣表彰式

総務課



防災功労者内閣総理大臣表彰式

平成15年防災功労者内閣総理大臣表彰式が、去る9月2日(火)11時から内閣総理大臣官邸大ホールにおいて、小泉純一郎内閣総理大臣、石井隆一消防庁長官をはじめ多数の方々のご臨席のもと盛大に挙行されました。

これは、毎年9月1日の「防災の日」に際し、

- 1 災害時における防災活動について顕著な成績をあげ又は功績があったもの。
- 2 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績をあげ又は功績があったもの。

等に該当するものとして、各省庁から推薦のあった個人又

は団体を内閣総理大臣が表彰しているもので、今回は1個人と11団体が受賞しました。このうち消防庁からの推薦による受賞者は4団体です。

表彰式では、小泉純一郎内閣総理大臣の挨拶の後、内閣総理大臣から受賞者それぞれに表彰状が授与され、表彰式終了後、記念撮影及び記念パーティーを行い解散しました。

なお、消防庁推薦の受賞者は、次のとおりです。

## 「平成14年台風第6号による豪雨災害関係」

両磐地区消防組合消防本部（岩手県）

## 「防災体制の整備」

清水寺警備団（京都府）

昭和区ホーム・ファイヤー・モニターズ・クラブ連合会（愛知県）

御蔵通5・6丁目町づくり協議会とボランティアグループまち・コミュニケーション（兵庫県）

# 平成15年度防災功労者消防庁長官表彰式

平成15年度防災功労者消防庁長官表彰式が、去る8月26日(火)13時30分から消防庁長官室において挙行されました。

防災功労者表彰は、風水害、大規模火災又は地震等の災害に際し、水防活動、消防活動、人命救助等の現場活動に従事し、顕著な功績があった団体を消防庁長官が表彰しているものです。

表彰式では、石井隆一消防庁長官から佐藤文彦両磐地区消防組合消防本部消防長に表彰状が授与され、その後記念撮影を行い終了いたしました。

今回受賞された方は、平成14年7月に発生した台風第6号と梅雨前線の活発化に伴う豪雨災害に際して顕著な



防災功労者消防庁長官表彰式

功績のあった団体で、次の1団体です。

両磐地区消防組合消防本部（岩手県）

# 米国国土安全保障省 マイケル・タミロウ氏を迎え 防災・危機管理意見交換会

防災課

平成15年8月5日、消防庁と消防科学総合センターの主催で港区の三田共用会議所において、米国国土安全保障省の都市搜索救助応援プログラムのディレクターであるマイケル・タミロウ氏を迎えた「防災・危機管理に関する意見交換会」を実施しました。消防庁では、平成14年度に行った「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」での検討を踏まえ、本年度、防災・危機管理教育の充実を重点施策として取り組んでおり、その一環として、この意見交換会を実施しました。意見交換会の前にタミロウ氏は消防庁を訪れ、石井長官と懇談されました。

意見交換会は、4都県（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）、3市（さいたま市、川崎市、横浜市）、4消防本部（東京消防庁、さいたま市消防局、千葉市消防局、川崎市消防局）からの参加者と消防科学総合センターから斎藤常務理事、消防庁からは務台防災課長、吉崎救急救助課長を交えて実施されました。

マイケル・タミロウ氏は、現職につく前、バージニア州のフェアファクス郡消防局で勤務し、海外での大震災や、米国内外のテロの現場で活躍した経歴があり、その中には、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロで被害を受



講演風景

けたペンタゴンや世界貿易センターでの活動も含まれています。

意見交換の場では、米国同時多発テロのペンタゴンでのビデオ映像の紹介等を交えたタミロウ氏の講演に引き続き、各参加者とタミロウ氏との質疑が行われました。

講演においては、米国同時多発テロの後に設立された米国国土安全保障省(DHS)の設立の経緯・組織・目的、新たな体制で米国が取り組んでいる新たな課題等について

分かりやすく解説され、米国での危機管理体制の現状を理解する上で大変参考となる内容でした。その後の意見交換では、広く危機管理の体制のあり方や問題点についてさらに議論が深められ有意義なものとなりました。

当初から、タミロウ氏はこうした意見交換を楽しみにしていたということで、意見交換の終了後、「危機管理に関するこのような形の日米間の交流が必要である。」と述べられました。またタミロウ氏から、「日本における消防組織の広域応援の仕組みが非常に包括的で米国も参考にしていけるもの。」とのコメントもありました。

## Department of Homeland Security (国土安全保障省) DEPARTMENT GOALS (省としての目標)

Integrate Department Functions

省の機能の統合

Develop New Service Capabilities

新たな能力の向上

Access to Information

情報へのアクセス

Establish Regions

地域事務所の設立

Support State, Local and Private Sector

Activities

州や地方・民間活動の支援

Preserve Individual Freedoms and

Ensure Economic Security

人権の保護、経済安全保障の確保



DHSの目標(タミロウ氏講演より)

# 消防団メールマガジンの発行

## 消防課

消防団は、地域における消防防災の要として今後も果たしていく役割は大きいものの、近年の社会経済情勢の変化の影響などにより、消防団員数の減少や被雇用者(サラリーマン)団員の増加といった様々な課題に直面しています。

そこで、平成15年3月から、消防団及び消防団員へ全国の消防団に関する情報を提供し、消防団活動の一層の活性化を推進するとともに、国民に対して消防思想の普及啓発を行い、消防団に対する理解と協力を促進することを目的として、消防団メールマガジンを発行しています。

### 1 コンテンツ

月刊号：消防庁からのメッセージ、消防庁の最新の施策及び全国の消防団の最新情報などを掲載

増刊号：消防関係団体の責任編集とし、様々な団体からのメッセージやその団体の最新情報などを掲載

臨時号：消防庁からの最新の通知・事業の内容・法律等の改正など、タイムリーな内容を掲載

今後は、全国各地の消防団員の方々の御意見や御提言等を積極的に掲載していく予定です。

### 2 購読の登録 消防団のホームページから登録(無料)

- ・ 消防団のホームページ

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

- ・ 購読登録・バックナンバー閲覧

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/magazine/>

### これまでの内容

月		内 容
3	創刊号	【巻頭言】消防庁からのメッセージ 【お知らせ】「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」報告のポイント 【お知らせ】「消防団地域活動表彰式・全国消防団員意見発表会」の開催 消防団メールマガジンの発行予定
4	特別号	消防団メールマガジンの創刊に寄せる言葉 片山虎之助 総務大臣
	臨時号	【平成14年度・全国消防団員意見発表会】平林麻未さんの発表意見「もうひとつの手助け」
	増刊号	《財団法人 日本消防協会編》 【メッセージ】日本消防協会 徳田正明会長からのメッセージ 【お知らせ】「自治体消防55周年記念事業」の展開
5	月刊号	【お知らせ】消防団の施設・装備の充実強化について 【消防団Q & A】(その1) 大学生や専門学校生の入団は可能ですか？ 【消防団の豆知識】(その1) 消防団員の身を守る防火被服について
7	臨時号	【お知らせ】神戸市西区火災事故概要について
	増刊号	《財団法人 消防科学総合センター編》 【お知らせ】「消防防災展示場」(仮称)のネーミング募集 【あらし】財団法人消防科学総合センターとは？
	月刊号	【お知らせ】「地域が協力し合う消防団活動を考える～魅力ある地域づくりのために～」の配布 【お知らせ】各地で開催される消防操法大会等について
8	月刊号	【お知らせ】「消防・救急に関する世論調査」の結果 【お知らせ】9月1日は「防災の日」
9	増刊号	《岡山県消防協会・愛知県消防協会・北海道消防協会編》 【開催結果】第50回岡山県消防操法訓練大会 【開催結果】第48回愛知県消防操法大会 【開催結果】平成15年度北海道消防操法訓練大会
	増刊号	《石川県消防協会・福井県消防協会・富山県消防協会・長野県消防協会編》 【開催結果】第51回石川県消防操法大会 【開催結果】第52回福井県消防操法大会 【開催結果】第54回富山県下消防団消防操法大会 【開催結果】第45回長野県消防ポンプ操法大会・第12回長野県消防ラッパ吹奏大会
	増刊号	《財団法人消防試験研究センター編》 ・ 財団法人消防試験研究センターの概要について ・ 危険物取扱者及び消防設備士について ・ 消防団員に対する資格取得の特例措置について ・ 受験案内及び今後の試験日程等について

# 宮城県北部を震源とする地震における 災害ボランティアセンター運営の概要

防災課

平成15年7月26日(土)に発生し、宮城県を中心に多くの被害をもたらした宮城県北部地震の被災地には、各地からボランティアが駆けつけ、がれきの片づけを行うなどその活躍の様子がテレビ新聞等で報道されました。今回、消防庁では被災団体のうち震度6強を記録した南郷町、鳴瀬町及び矢本町の3町におけるボランティアセンターの設置・運営について調査を行いました(7月29日(火)、30日(水))。

## 1 ボランティアセンターの概要

3町では、それぞれの地元社会福祉協議会が主体となって、ボランティアセンターが設置、運営されていました。ボランティアセンターが運営されたことにより、駆けつけたボランティアの方々は、活動をスムーズに行うことができたようでした。

しかし、被害の状況、ボランティア団体の集結状況、社会福祉協議会と役場との関係など、条件の違いからボランティアセンターの運営形態が異なっていました。

### 対応窓口について

南郷町では、この地震の対応を行うため臨時に『災害救援ボランティアセンター』を設置しました。一方、鳴瀬町及び矢本町では、既存のボランティアセンターを災害ボランティアの窓口として対応しました。

### 運営について

- ・南郷町では、地元及び近隣社会福祉協議会がいち早く駆けつけたボランティア団体の協力を得て、ボランティアセンターを設置し、社会福祉協議会とボランティア団体が共同で運営を行いました。
- ・鳴瀬町でも地元社会福祉協議会がボランティアの協力を得ながらボラ

ンティアセンターの運営を行いました。また、受け入れたボランティアを避難所連絡員と後片づけ隊に分けていました。

- ・矢本町では、地元社会福祉協議会が近隣社会福祉協議会と協力し、ボランティアセンターの運営を行いました。

## 2 問題点等

一方、ボランティアセンターに係る次のような問題点等もありました。

ボランティア活動に対する町の対応に濃淡がある。

町における災害ボランティアの担当窓口が決められていない。

受け入れたボランティアへの地元の受入の態様に格差が見られた。

ボランティア活動(募集、派遣)の周知。

ボランティアの作業範囲(日常的掃除、危険な作業)。

潜在ニーズの把握。

えせボランティアの出現。



ボランティア受付状況



活動前のミーティングの状況

### 3 今後の課題

今回の災害では、ボランティア団体等から提供された人的協力だけでなくセンター運営等のノウハウの支援と、担当者をはじめとした関係者の懸命な努力で概ね円滑な災害対応が行われていました。

また、今回の災害で、各町のボランティアセンターの運営形態が異なっていることから分かるように、ボランティアセンターの運営は、地方公共団体個々の考え方により異なったものとなることが考えられます。

さらに、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるためには、地方自治体、社会福祉協議会及び日本赤十字社などの公共機関とボランティア団体の連携、協力が非常に重要になります。

今回の事例を含めて、過去の災害時におけるボランティア活動に対する行政の対応を今後の災害に教訓として活かすには、行政機関やボランティア団体等が意思疎通を図るため常日頃から情報交流の場を設けるなど相互ネットワー

クを構築することが望めます。

### 4 消防庁の今後の対応

消防庁HPにおいて、災害ボランティア・データバンク、防災メーリングリストを設けておりますので、関係者の方々のご活用をお願いいたします。

今後も、ボランティア関係団体の意見交換・情報交換の場について検討していきます。また、災害時のボランティア活動の実態を把握することにより、災害ボランティアの活躍の状況を明らかにし、災害ボランティアの活動の活性化を推進していきたいと考えています。

調査後、河南町及び鹿島台町においてもボランティア派遣、ニーズ等の調査を実施し、地元社会福祉協議会や災害ボランティア団体との協力のもと、ボランティアの受入、派遣等が行われております。

### ボランティア活動状況

(平成15年9月12日現在)

	南郷町	鳴瀬町	矢本町	河南町	鹿島台町	合計
活動期間	7/28 ~ 8/12	7/29 ~ 8/15	7/29 ~ 8/10	7/29 ~ 8/30	8/1 ~ 8/10	
延べ登録人員	1,970	280	822	774	300	4,146
延べ活動人員	2,031	494	1,105	513	231	4,374
ニーズ件数	268	247	367	260	35	1,177
り災世帯	203	1,285	1,302	533	243	3,566
り災者数	551	調査中	調査中	1,932	802	3,285



ボランティアの活動状況



宮城県牡鹿半島周辺部地図



KAGAWA

## 香川県 坂出市消防本部



香川県 坂出市消防本部  
消防長 三木和夫

### 瀬戸内の交流拠点・活力とふれあいの坂出

私たちのまち坂出は、「塩のまち」から「港湾工業のまち」へと瀬戸内海とともに歩み、多くの人々が海の恵みを求め、また深い歴史に触れるために、まちを訪れてきました。ここ坂出市は、香川県のほぼ中央部に位置し、三方を自然豊かな緑の山々に囲まれ、風光明媚な瀬戸内海国立公園に面しており、先人の遺業の積み重ねと市民のたゆまぬ努力のもと、時代の変遷とともにまちの姿も大きく変貌を遂げながら発展をつづけています。

人口57,930人、面積は92.44km<sup>2</sup>、市域は東西14.65km、南北18.20kmです。



坂出市全景

昭和63年春、四国島民の多年の夢であった瀬戸大橋が完成し、本州と四国が橋で結ばれました。現在では、神戸～鳴門ルートおよび尾道～今治ルートも開通し、本格的な本四3橋時代を迎えています。なかでも、瀬戸大橋は3ルートの中で唯一の道路・鉄道併用橋であり、本州と四国との間の大動脈としての役割を担っています。

また、平成4年には、瀬戸大橋と四国横断道が連結され、その後の高速道路網の着実な進展に伴い、坂出市は瀬戸内圏域における交流の要としての位置を確保しています。

### 災害に強く安全なまちづくり

市民1人ひとりの、それぞれの地域に対する愛着やまちづくりへの情熱を結集し、さらに人々のふれあいの中から

育まれていく「地域づくり」を目指すとともに、自主的防災力の向上を目的とした市民参加の震災対策避難防災訓練を実施しており、安心して快適な生活を営めるよう災害に強いまちづくりを推進しています。



救命講習



消火器取扱訓練

### 心肺蘇生法を市民20%に普及

当消防本部では、平成13年に60件の心肺停止事案がありました。バイスタンダーが蘇生法を実施したのは8例だけです。米国のシアトルでは実施率が50%～60%に達するといわれています。そのためにも、市民の20%の方に心肺蘇生法をマスターしてもらうのが目標です。

当消防本部の体制は、1本部1署、2分署、1分遣所、職員74名で、西隣の宇多津町の常備消防事務の受託地域を含め、管内人口76,615人です。

これからの新時代にふさわしい高度情報技術によるIT化の推進を図るため、消防・救急及び防災デジタル無線化へ迅速かつ重点的に移行・推進できるための技術装備の研究をしています。



坂出市消防本部庁舎

## 第32回全国消防救助技術大会の開催 ～EXCITING RESCUE 2003 in SENDAI～

仙台市消防局

仙台市消防局では、去る、8月28日「第32回全国消防救助技術大会」を開催した。

当日は、全国各地から選りすぐりの救助隊員約950名が一堂に会し、熱き戦いを繰り広げ、また、日頃の訓練の成果を遺憾無く発揮された。

本大会はプランニングの段階から、学生ボランティアの協力を得て、市民参加による「すずめ踊り」の披露など、随所に市民協働を取り入れ参加者の記憶に残る大会となった。



大会終了後、選手と運営スタッフ一同で

## 女性消防士が救助大会で初入賞

八尾市消防本部

当本部の山里綾子消防士が7月24日に神戸市北区の神戸市民防災総合センターで行われた第32回消防救助技術近畿地区指導会の陸上部門に、女性消防士として初めて出場した。山里消防士が挑戦したのは、陸上部門の個人種目「はしご登はん訓練」。これまで、水上部門の団体種目に女性が出場したことはあったが、陸上部門や体力差のある男性と競う個人種目に女性が出場するのは初めてで、同種目出場隊員77人中39位の好成績を収め、見事入賞を果たした。



訓練に励む山里消防士

# 消防通信 望<ぼうろう>楼

## 短冊に防火の願いを込めて

天草広域連合消防本部

幼年消防クラブ員と保護者ら約300人が集い防火七夕フェアを開催した。会場には、クラブ員が思いを込めて飾り付けた、高さ約5メートルの七夕7本が空に揺らいでいた。短冊には「皆が幸せになりますように」「小さな火を大きくしない」「消防士になりたい」などが書いてあり、願いが叶うようにクラブ員ら全員で防火の誓いを約束した。

また、消防車や救急車を間近で見学したり、濃煙体験やミニ消防車体験乗車コーナーには長蛇の列が出来るほど賑わった。



幼年消防クラブ員による防火七夕フェア

## 「消防団員綱引大会」開催

萩市消防団

萩地区広域市町村圏組合消防本部管内の萩市では、平成15年7月27日(日)、萩市消防団員綱引大会が開催された。

これは、消防団員の健康増進と親睦を図り、併せて消防機関との連絡協調により、消防活動の万全を期することを目的としたもので、毎年市内の消防団員が参加して行われている。当日は、消防団本部、市内18分団延べ150名が参加し、各分団対抗のトーナメント戦で試合が行われ、熱戦が繰り広げられた。



綱引大会の様子

# コラム

## C O L U M N

### 2003

# 石油コンビナートの地域情報管理システム

## 特殊災害室

石油コンビナートの災害時には多くの関係機関が多様な対応を行います。

石油コンビナートの事業所で火災等が発生した場合、大量の危険物等が集積していることから甚大な被害に拡大する恐れがあります。

このため、石油コンビナート等災害防止法により、道府県には石油コンビナート等防災本部が常設され、また、特定の事業所には自衛防災組織や共同防災組織が整備されており、消防本部や自衛防災組織による消火活動、市町村や道府県による避難誘導等の的確な応急対応により被害の拡大を防止する体制が整備されています。

また、消防庁においても、コンビナート災害等の大規模災害が発生すると、消防本部等からの即報や消防防災ヘリコプター等からの映像情報等の収集に努め、その状況に応じ緊急消防援助隊を派遣する等の広域的な観点に立った災害対応を行います。

報処理を迅速的確に行うことにより、消防本部等による消防活動や市町村の避難誘導等が適切に行われ、その効果を発揮します。

このためには、現在、国、県、消防機関等が個々に所有する特定事業所の情報を一元管理し、関係機関で共有する必要があり、消防庁では、平成14年度から「地域情報管理システム」の整備に取り組んでいます。

今後も地域情報管理システムの内容を充実します。

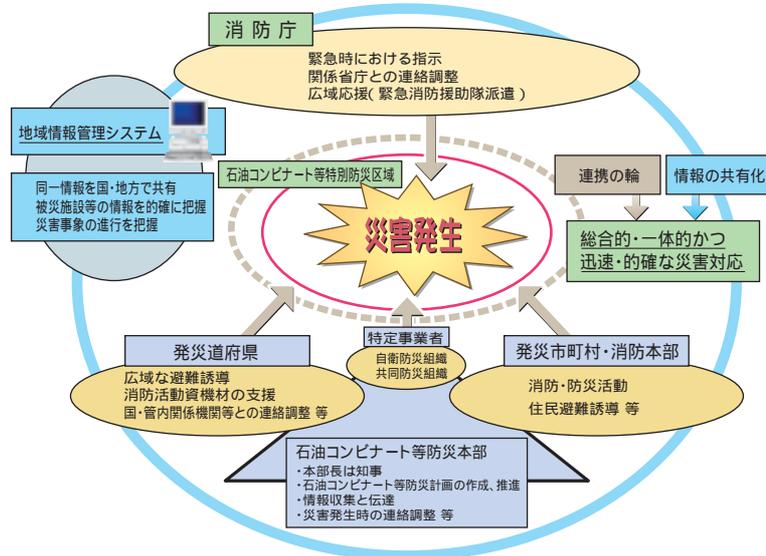
地域情報管理システムは、今後、国が所有するレイアウト事業所に関する情報を充実させ、さらに災害想定機能も付加した上で、国、道府県、消防機関で一元管理が可能となるようネットワーク化を行い、発災時の初動対応を迅速・的確に行うことにより、被害の拡大防止に役立てていくこととしています。

災害時における関係機関の連携を強化するため情報の共有化を進めています。

近年、大規模地震等の発生が危惧されるなど特別防災区域を取り巻く防災環境は変化しており、大規模災害発生時の総合的な防災体制の充実強化が求められています。

例えば石油コンビナートでタンク火災が発生した場合、タンク内容物等の情報収集・伝達や、被害の拡大範囲を予測するなどの情

コンビナート災害時における関係機関等の災害対応連携の輪と情報の共有化



## 秋季全国火災予防運動

### 予防課

秋から冬にかけて火気を使う機会が増え、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたって、一人ひとりが火災予防の知識を持ちそれを実践することにより、火災の発生を防止し死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、秋季全国火災予防運動を実施します。11月9日(日)から15日(土)までの7日間で、各地で住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定していますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。

今年は『その油断 火から炎へ 災いへ』を統一標語とし、住宅火災による高齢者等の死者の大幅な低減を目的とした「住宅防火対策の推進」や増加傾向にある放火火災及び社会影響の大きな連続放火火災を減少させるための「放火火災・連続放火火災予防対策の推進」、さらに老朽化消火器による破裂事故の防止や消火器のリサイクルを推進するための回収ルートの確立を目指す「消火器事故防止対策の推進」などを重点目標に掲げ、積極的に火災予防対策を推進します。

また、本年10月1日から小規模雑居ビルに対する防火基準の強化が図られることを踏まえ、小規模雑居ビルなどの安全対策の推進と違反是正の徹底を図るほか、昨年から今年8月にかけて、産業廃棄物処理場や新型ゴミ発電

施設などの廃棄物関連施設において死者を伴う事故が連続して発生していることから、これら施設の安全対策を徹底することとしています。

### 1 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災予防対策の推進
- (3) 消火器事故防止対策の推進

### 2 地域の実情に応じた重点目標

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- (2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (3) 小規模雑居ビル等の消防法令違反对象物の危険性の周知徹底
- (4) 新たなタイプの廃棄物関連施設の安全確保

なお、火災予防運動の実施にあたっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」を重点に、積極的に広報を行っていきます。

## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

### —3つの習慣・4つの対策—

#### 3つの習慣

**寝たばこ**は、絶対やめる。  
**ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。  
**ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。  
 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。  
 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。  
 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

# 住宅防火対策の推進（住宅防火診断）

## 予防課

### 1 住宅火災の死者の半数以上は高齢者！

毎年、およそ3万件の建物火災が発生し、約1千4百人の方が亡くなっています。そのうち住宅における火災は、1万7千件以上発生し、建物火災の半数以上を占めています。

また、住宅火災における死者は、約1千2百人と建物火災における死者の約9割を占めており、そのうちの半数以上が65歳以上の高齢者の方で占められています。

### 2 高齢者に対する「住宅防火」は今後一層大きな問題となります！

今後、少子・高齢社会の進展とともに、一人暮らしの高齢者がますます増えることが予想されます。住宅火災の死者の半数以上を65歳以上の高齢者が占める現状を考慮すると、住宅火災による死者数の増加が懸念されます。

### 3 日々の住宅防火への取り組みが大事！

平成14年中(概数)の放火自殺者等を除いた住宅火災における死者は992人で、その主な火災原因をみると、たばこ(1位222人 22.4%)、ストーブ(2位124人 12.5%)、こんろ(3位64人 6.5%)の順になっており、これらはちょっとした気のゆるみや不注意から発生しています。火災から命を守るためには、日頃からの火災予防の心掛けとともに、火気等の取扱いには十分な注意をはらい、住宅防火への取り組みを積極的に行うことが大切です。

### 4 住宅防火診断とは

住宅防火診断とは、消防職員等が、各家庭を訪問したり、防火講演会や防火イベント等を利用して、それぞれの住宅の防火対策を具体的に認識できるよう個々の住宅の実情に応じ、防火・防災に関するアドバイスを行うものです。また、受診により、個々の住宅の防火安全性を高めることができます。

### 5 住宅防火への第一歩

住宅防火は、まず個々の住宅において火災が発生したときの危険を認識することから始まります。実際に、自分の住んでいる住宅の火災による危険性を、「住宅防火診断」を受診することによって、自ら診断してみたいかがでしょう。

### 6 住宅防火診断の受診方法

高齢者世帯等を対象に消防職員による個別訪問が実施されるほか、インターネット『消子ちゃんの住宅防火ねっと』(<http://www.jubo.go.jp/index.html>)に接続することにより診断できます。

全国秋季火災予防運動期間中には、各消防署において様々なイベントが開催されます。このような機会に、ぜひ住宅防火診断を受けて、自分の住んでいる住宅の防火安全性を確認してみたいかがでしょうか。なお、実施方法は各地で異なりますので詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。

わが家の防火対策をチェック！  
住宅防火診断を受けてみませんか？



インターネット『消子ちゃんの住宅防火ねっと』より

# セルフスタンドにおける事故防止

## 危険物保安室



### セルフスタンドにおける現況

顧客が自らセルフサービス方式で給油を行う給油取扱所(セルフスタンド)は、平成10年4月から設置が認められていますが、その施設数は大幅に増加しており、平成15年6月末時点で2,743施設(石油情報センター調べ)となり、平成10年度末の約29倍となっています。

平成14年中にセルフスタンドで起こった火災事故のうち、静電気が原因と思われるもの(セルフ特有の事故と判断しているもの)で、消防庁に報告があったものは8件となっています。これを1万施設あたりの火災の発生件数で見ると56となり、給油取扱所全体の発生率(6.5)の8.6倍となっています。

セルフスタンドを利用する際は、従業員だけでなく利用者が、エンジンの停止、喫煙ほか火気の使用を避けなければなりません。また、ガソリンは静電気による火花でも容易に火災になるおそれがあり、給油する前に、自動車の給油口のキャップを緩めた際、噴出したガソリン蒸気に引火した事例も発生しています。

ガソリン等は、私たちの生活にはなくてはならない身近な危険物です。しかし、日常のちょっとした不注意から、尊い生命や財産を一瞬にして奪い去ってしまう潜在的危険性を有しています。セルフスタンドでは、各種の安全装置が設けられ、危険物取扱有資格者の監視員による安全確認も行われていますが、利用者の一人一人が、ガソリン等の危険性を十分認識し、取扱には細心の注意を払う必要があります。



### セルフスタンドに関する事故防止対策

消防庁では関係業界との連携・協力のもと、静電気除去対策に係る注意喚起、啓発ポスターやパンフレットの配布、静電気除去シートの計量機等への設置などの取組み促進を図ってきました。また、本年5月には、危険物施設における火災・漏えい事故の大幅な低減を図ることを目

的として、官民共同の行動指針・計画として「危険物事故防止に関する基本方針」及び「平成15年度危険物事故防止アクションプラン」をとりまとめ、総合的な事故防止対策を推進することとしました。セルフスタンドについては、平成15年度アクションプランの重点項目として掲げられており、危険物に係る事故やトラブルの事例について、実態調査を行うなど、検討会において安全総点検を実施しているところです。今後、セルフスタンドにおける安全管理についてとりまとめ、消防機関、セルフスタンド等に周知徹底する予定です。

#### 静電気とは

静電気は、車の座席と衣服の摩擦やく離等により、異なる二つの物体が接触することで発生し人体に帯電します。この作用がくり返されると人体では数千ボルト、ときには1万ボルト以上の電圧に達することがあります。

#### ガソリンの危険性

ガソリンは気温が-40でも爆発性の混合気体を形成する物質です。直接点火しなくても、ガソリンから離れた位置の火源(静電気、衝撃火花等を含む。)によって引火する可能性があります。

#### 給油時の事故の未然防止のために

- ・必ずエンジンを停止し、喫煙その他の火気は絶対に使用しない。
- ・給油前に必ず自動車のドア・窓を閉める。
- ・静電気除去のため、作業前には必ず自動車の金属部分や静電気除去シートに触れる。
- ・給油作業は必ず一人で行う。
- ・給油口付近に子供が近づかないように注意してする。
- ・給油の前に油種の確認をする。
- ・給油中はその場所を離れない。
- ・その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守る。



# 11月9日は「119番の日」

## 総務課・防災情報室

我が国の消防は、昭和23年に地域に密着した自治体消防として発足して以来、国民の生命、身体及び財産を守るため、火災、火災予防、救急、救助、防災などの広範囲な活動を展開しているところであります。

また、本年6月には、大規模又は特殊な災害時における緊急対応体制の充実・強化として、緊急消防援助隊について法定化したところであります。

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としております。

ところで、「119番の日」は、地域住民と消防とをつなぐダイヤルナンバーにちなんだものですが、正しい119番通報とは、どのようなものかご存知でしょうか。

消火活動や救急・救助活動は、1分1秒を争う時間との勝負です。消防本部では、通報を受けると、直ちに最寄の消防署から消防車や救急車等を出動させます。

もし、慌ててしまい、場所等を正しく伝えられなければ、災害現場への到着が遅れてしまい、被害が拡大し大惨事になったり、助かるはずの命が助からなくなる場合もあります。

また、消防本部では、119番通報時に、電話で人工呼吸や止血等の応急処置を指導したり、避難するよう指示したりすることがあります。通報者はこれを受けて応急処置を行ったり、避難をして命を取り留めたケースなども報告されています。慌てずに落ち着いて指示に従うようにしてください。

ここ数年、携帯電話等からの119番通報が増加していますが、携帯電話からの通報では、通報地点と異なる近隣地域の消防本部につながる場合があります。この場合には、通報地点を管轄する消防本部へ119番通報の転送が行われますが、消防本部から通報内容について再確認する場合がありますので、現在地及び通報に用いた携帯電話番号を正確に伝えるとともに、通報後は、しばらくの間、携帯

電話等の電源を切らないようにしてください。

正しい119番通報が、迅速・的確な消防活動につながります。「私は、火事や事故を絶対起こさないから大丈夫。」「慌てないで通報できるから大丈夫。」といった過信は禁物です。

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。自宅が火事になったり、家族がケガや急病になったりすると気が動転し、落ち着いて正確な119番通報ができなくなることも案外多いものです。

事実、火事の時に自宅の住所が言えなかったり、急ぐあまり正確に言えなかった通報もたくさんあります。

いざという時に備え、電話機のそばに自宅の住所や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、普段から落ち着いて正確な通報ができるように心がけてください。

119番通報で大切なことをまとめると、次の5点です。

### 119番通報 5つのポイント

#### 1 火災救急の別

「火事です。」又は「救急です。」とはっきり言うこと。

#### 2 場所

住所は、正しく、詳しく言うこと。

目印となるビルや公園、交差点名なども伝えること。

#### 3 火災・事故等の状況

「階建てのビルの 階が火事です」など、何が(だれが)どうしたかを正確にわかりやすく言うこと。

#### 4 通報者の氏名連絡先

「私の名前は、 です。電話番号は、 - です(特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。)」と通報者を明らかにすること。

#### 5 携帯電話による通報の場合

通報後しばらくの間は、電源を切らずに現場の近くで安全な場所にいること。(再確認する場合がある)

## 自治会役員等に対する 防災・危機管理教育の実施

現在、東海地震、東南海・南海地震、南関東地域直下の地震の発生の切迫性が懸念され、国全体としての防災・危機管理能力を向上させることが必要とされているところです。そのためには、人材の育成が重要であり、防災・危機管理教育の充実・強化が急がれています。

消防庁では、平成14年8月に「防災・危機管理教育のあり方に関する調査懇談会」を設置し、地方公共団体の首長及び職員、地域住民に対する防災・危機管理教育のあり方について検討を行いました。平成15年度からは、消防大学校において都道府県知事、市町村長等を対象に危機管理セミナー・トップマネジメントコースが開催(7月31日～8月1日)されました。そのなかでは、危機管理演習として、時間の経過に伴う災害状況の推移を予測し、災害の対応等を考える状況予測型訓練等が行われました。

このようななか福岡県では、D I G(災害図上訓練)担当者(10名)が毎週土曜日に県内市町村に赴き、自主防災組織及び地域コミュニティを実質的に支えている自治会役員等を対象にD I Gを中心とした防災・危機管理教育を実施しています。

第1回目のD I Gはさる8月23日、大分県との境界に位置する築上郡新吉富村で行われました。その概要を紹介すると次のとおりです。

**参加者** 38名(新吉富村及び近隣の吉富町・大平村の自治会役員)

**災害想定** 台風で洪水が発生し、多数の住宅が床上・床下浸水に見舞われ、緊急避難が必要になった。

**実施内容** 地域の地図に立入禁止区域や要注意箇所、避難場所などを記入し、防災地図を作成後、具体的な課題に基づき災害対応策についてミーティング。

**実施単位** 10人程度のグループごとに1人ずつのインストラクターが付き、指導。

参加者はそれぞれが居住する地域の防災地図を作成することで、危険箇所や避難場所を把握し、自主防災組織のリーダーとして果たすべき災害対応の指揮や災害弱者の避難誘導などについて議論し、自主防災活動についての認識を深めました。

福岡県の自主防災組織の組織率は39・2%(平成14年4月1日現在)で、全国平均の59・7%に比べて低いことからD I Gを活用した住民密着の防災・危機管理教育を行うことにより、防災意識を高め組織率の向上につなげるとともに、自主防災組織を中心とした住民の積極的な防災活動で風水害の被害を軽減させたいと福岡県消防防災課では意欲を述べています。

### D I G (Disaster Imagination Game)

地域地図を利用した災害想像訓練。防災危機管理上重要な箇所(幹線道路・河川・避難場所等)、危険箇所(土砂崩れ危険箇所・木造住宅密集地域等)等を地域地図に書き込んだうえで、避難、救援活動、ケガ人の搬送などのさまざまな状況を付与し、どのように行動するか議論するもの。



D I Gを行う自治会役員ら

(近代消防社 編)

## 第51回

# 全国消防技術者会議の開催

消防研究所

消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表すると同時に、参加される消防関係技術者の方々と討論を行う「第51回全国消防技術者会議」を、下記のとおり開催します。

記

### 1 開催日時

・平成15年10月30日(木)～31日(金)の2日間

### 2 場 所

・ニッショーホール(日本消防会館)  
東京都港区虎ノ門2-9-16  
電話 03-3503-1486

### 3 参加費 無料

### 4 内 容

10月30日(木)

#### 午 前 の 部

特別講演「SARS 東南アジアにおける実態とわが国における今後の対策」  
杏林大学医学部長 小林 宏行

#### 午 後 の 部

研究発表「火災原因1」  
・電磁調理器使用時における天ぷら油なべ火災の発生条件  
・防水用塗料の重合熱による火災について  
・アルコール成分を含有する自動車燃料の石油ストーブへの誤給油に関する研究  
・センサライトに起因する火災について  
・出火原因の究明がリコールに結びついた外国製乗用車の火災(オイル漏れから出火した火災)  
研究発表「火災原因2」  
・屋外タンク火災の火災原因調査について  
・ベルトコンベアの燃焼性状に関する委託研究結果について  
・揚げ玉の自然発火に関する調査研究  
・自然発火の原因となる油類の熱分析による発熱特性とその生成物(アクロレイン)の検出について  
・動物性飼料の自然発火

10月31日(金)

#### 午 前 の 部

研究発表「建物火災」  
・小規模雑居ビルにおける延焼拡大事例  
・小規模耐火建築物における煙流動と中性帯の管理について  
・消防署における火災シミュレーションの利用方策について  
研究発表「防災一般」  
・ヒューマン・ファクターから見た消防活動と受傷危険に関する研究  
・防火設備対策の耐震信頼性を考慮した地震火災リスクの評価手法  
・スクープストレッチャーの冷たさが傷病者に与える影響についての一考察  
展示発表(昼休み時間に実施)  
・サイレンアンプ現場広報機能の考案について  
・後部補助警光灯を活用した進行方向指示の考案について  
・水/空気2流体混合噴霧消火システムを用いた放水装備の開発(可搬ユニット放水装備の試作)  
・2流体ノズルを用いたPAG消火システムの性能について

#### 午 後 の 部

研究発表「機器開発1」  
・住宅用火災警報器に関する研究  
・小型ガスクロマトグラフィーの開発について  
・「消防ポンプ自動車のポンプ稼働時間と燃料消費量」について  
・聴覚障害者に対する火災警報意識アンケート調査  
研究発表「機器開発2」  
・水/空気2流体混合噴霧消火システムの研究開発(閉鎖空間における消火実験結果)  
・液体可燃物に対するウォーターミスト消火設備の消火能力と適用性  
・2流体ノズルを用いたPAG消火システムの開発について

#### 申込み・問合せ先

独立行政法人消防研究所総務課  
東京都三鷹市中原3-14-1  
電話 0422-44-8331 FAX 0422-76-1545  
なお、詳細については、消防研究所のホームページ(<http://www.fri.go.jp>)をご覧ください。

# 8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
15庁財第182号 消防予第195号	平成15年8月1日	各都道府県教育委員会教育長	文化庁次長 消防庁次長	「第50回文化財防火デー」の実施について
消防予第196号	平成15年8月1日	各都道府県知事	消防庁次長	「第50回文化財防火デー」の実施について
消防危第81号	平成15年8月6日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について
消防安第141号	平成15年8月8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	「暫定適マーク制度及び自主点検報告表示制度の実施細目等について」の一部改正について
消防安第142号	平成15年8月8日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度に係る表示マークの愛称及び周知用のリーフレットについて
消防情第177号	平成15年8月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成15年度第2回防災ヘリ等による防災映像送受信統一訓練の実施について
消防危第85号 消防特第175号	平成15年8月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について
消防安第148号	平成15年8月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	小規模雑居ビルにおける違反是正の推進について
消防予第219号	平成15年8月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	「第50回文化財防火デー」記念事業 文化財防火功労賞に係る表彰の実施について
消防予第221号	平成15年8月22日	各都道府県知事	消防庁長官	平成15年秋季全国火災予防運動の実施について
消防消第137号	平成15年8月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	火災現場における消防活動時の安全管理の徹底について
消防予第224号 消防危第88号	平成15年8月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策について
消防安第155号	平成15年8月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	暫定適マーク制度及び自主点検報告表示制度に関する執務資料について
消防消第139号	平成15年8月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	地方自治法施行令の一部を改正する政令による市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部改正について

## 消防庁人事

平成15年8月25日付

氏名	新	旧
谷 史 郎	出向(総務省情報通信政策局地域通信振興課地方情報化推進室長へ)	総務課理事官
山 口 祥 義	総務課課長補佐	総務省自治税務局固定資産税課課長補佐

平成15年9月1日付

氏名	新	旧
菅 原 賢	出向(国土交通省国土計画局首都機能移転企画課長補佐へ)	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐
松 野 秀 生	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐	国土交通省国土計画局首都機能移転企画課長補佐

## 広報テーマ

10 月		11 月	
平成15年度緊急消防援助隊ブロック合同訓練の実施 ガス機器による火災及びガス事故の防止 火山災害に対する備え 消防における国際協力の推進 地震発生時の出火防止	震災等応急室  (予防課 危険物保安室) 防災課 救急救助課 震災等応急室	秋季全国火災予防運動 住宅防火対策の推進(住宅防火診断) セルフスタンドにおける事故防止 11月9日は「119番の日」	予防課 予防課 危険物保安室 総務課 防災情報室

## テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題 名
10月2日(木) 11:25 ~ 11:30	ご存知ですか ~ 防災ミニ百科	火山噴火 ~ 知ってる? ハザードマップの有効性

## 編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社